

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		勤労者センターの使用料の減免		
根拠例規及び条項		多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例(昭和59年条例第5号)第11条		
所 管 部 課 名		経済部 産業観光課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則(平成9年規則第26号)		
	基 準	<p>市長が特別の事由があると認めた次のとき。</p> <p>1 災害その他不可抗力による事由のため、当該施設が使用できなくなったとき。</p> <p>2 使用者の責めによらない事由で使用許可を取り消したとき。</p>		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 3日程度(注:休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日(機関名) 協議機関 日(機関名) 処分機関 3日		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	
備 考				